

# 令和6年2月市議会定例会一般質問通告全文

3月7日（木）

★通告順位	1-1	原口 康之
★件名		学校部活動の地域移行について

全国的に教員の多忙化解消に向けた負担軽減や、専門性のある部活動指導者の確保が求められていた中、議会（文教厚生委員会）は、平成29年に「公立中学校での部活動外部指導者制度の導入」についてを盛り込んだ提言書を当局へ提出した。

その後、平成31年度に教育委員会への届出制とし、市で予算化して一括で保険加入することで外部指導者制度がスタートし、令和3年度には「部活動あり方検討会」が立ち上げられ、更なる検討が行われてきた。また、令和5年度から令和7年度が文部科学省の定める「休日の学校部活動の地域移行に向けた改革推進期間」となっていることから、当該期間内に牧之原市の児童生徒の多様なニーズに合った活動機会の確保と活動充実のための環境を整備することを目的に「学校部活動地域移行検討委員会」が設置され、現在も継続的に協議が行われている。

以上の点を踏まえ、これまでの協議内容と今後の方針について、次のとおり伺う。

- 1 学校部活動や地域クラブについての意識や実態を把握することを目的に、令和4年度に「学校部活動のあり方に関するアンケート」を行っているが、当該アンケートに係る主な内容と結果は。
- 2 これまで「部活動あり方検討会」「学校部活動地域移行検討委員会」と検討組織を立ち上げて検討してきた。令和4年2月10日の文教厚生委員会協議会において、「本市の地域的な環境や担うことができる団体や人材の発掘、任用関係等、学校教育課だけでなく、スポーツ推進課、総務課等と連携して取り組んでいく。」との説明があったが、現在の検討状況は。
- 3 現在の学校部活動のあり方についての検討はもちろんだが、義務教育学校開校後の学校部活動のあり方についても検討が行われているものと推測する。今後の当市の学校部活動のあり方について、どのような考えを持っているのか。

（質問方式：一問一答）

★通告順位	2-1	絹村 智昭
★件名		大規模災害の備えと整備について

令和6年元日に発生した能登半島地震により、石川県を中心とした各県は甚大な被害を受けた。地震発生後は、電気、水道、ガス等のライフラインが寸断され、多くの人たちが家庭や避難所で不安な日々を過ごしている。これまでに起こった熊本地震や東日本大震災、阪神淡路大震災のように、災害はいつ・どこで起こるかわからない。

また、この地域においても南海トラフ巨大地震発生の可能性が指摘されている。したがって、今後起こりうる大規模災害に備え、ライフラインの確保や物資等の供給、支援についての対策及び整備が早急に必要と考える。

東日本大震災、阪神淡路大震災で被災された方々を含めた市民へのアンケート調査では、被災後の生活の中で困ったことのランキングの上位に、食料・飲料水の確保、生活用水の確保があった。特に生活用水は、手洗い、トイレに流す水、体を洗う水等、被災者が衛生的な生活を送る上で必要不可欠であり、対策強化が求められる。加えて、避難所では暑さ寒さ対策も必要と考える。また、避難の方法においても、市民が速やかに避難できるよう、工夫している自治体もある。当市において、被災時でも自立できる地域を目指した対策強化が必要と考え、以下の点について質問する。

- 1 災害時の生活用水について、井戸用手動式ポンプの普及と補助、及び貯水タンク等の整備の推進が必要と考えるが、いかがか。
- 2 防災倉庫に防災バックを予め預けておく等の方法を用いて、市民が何も持たず速やかに避難できるよう工夫している自治体があるが、当市において、速やかに避難するための方法について対策はとっているか。
- 3 避難所の暑さ寒さ対策についての整備がされているか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	3-1	谷口 恵世
★件名		「日本一女性にやさしいまちの推進」について

牧之原市は、第3次牧之原市総合計画の5つの重点戦略の1つとして、「日本一女性にやさしいまちづくり」を掲げ、各施策に取り組んでいる。

現在、実行されている施策としては、福祉子ども部では子育てや子どもに対しての様々な事業、健康推進部では妊娠出産支援事業、女性の健康づくり推進事業、企画政策部では、月3万円ビジネス、そして、男女共同参画社会の実現をめざし、現在、計画策定に取り組んでいる男女共同参画推進計画（案）では、目指す姿を「誰もが誇りを持って自分らしく生きられるジェンダー平等のまち」とし、4つの基本理念と基本方針に基づく施策を推進し、取り組みを進めていくとある。しかし、令和5年度市民意識調査の結果では、牧之原市は女性が暮らしやすいまちだと思ふ人の割合は、15.4%とかなりの低水準であることがうかがえる。

また、令和5年度一般会計補正予算（第6号）において、子育て世帯生活支援特別給付金事業費（ひとり親世帯分）について確認をしたところ、給付対象全体の271世帯に対し、13世帯が父子家庭（5.0%弱）で、母子家庭が258世帯と圧倒的に多く、女性の経済的自立を強化、支援することの必要性も感じた。

国では、「第5次男女共同参画基本計画」及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」に基づき、令和6年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）」が施行される。

自治体の役割として、最も身近な相談先としての役割を果たすとともに、必要な支援の包括的な提供、他機関や他自治体等への繋ぎ等を実施・支援調整会議を組織するよう努める。国による調査研究や研修等、予算事業等を活用し、困難な問題を抱える女性への支援施策の普及・啓発、調査研究の推進、人材の確保や養成等、民間団体の安全かつ安定的な運営の援助に努めるとしている。

性別にかかわる固定観念を「数値化」することは難しいことであるが、実際には、日常生活や職場でアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み、偏見）を感じる女性たちは多い。内閣府が2022年に実施した世論調査では、男女ともに「男性の方が優遇されている」と感じている人が79%、「平等」だと感じている人は全体の15%にすぎない。

ジェンダー平等と多様性の実現で、公平・公正で持続可能な社会を目指すには、意識改革とそれを加速させるための施策の両立が必要ではないか。

これらのことを踏まえ、以下を伺う。

1 現在計画策定準備中の男女共同参画推進計画について

- (1) 牧之原市として最重要視する方針は。
- (2) 災害時の避難所における女性への配慮対策は十分に検討されているか。
- (3) 困難な問題を抱える女性への環境整備、支援は充実しているか。また、推進、実行している中での課題は。

2 特に若い女性の市外への流出が多いことを課題と捉えているが、根本的な理由はどこにあると認識しているのか。また、原因の調査・解明はしているか。

3 「日本一女性に優しいまち」を目指すために、市役所内、民間企業、自治会等の地域の意識改革のためにどのように取り組んでいくのか。また、それを加速させるための支援制度は考えられるか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	4 - 1	松下 定弘
★件名		「こども家庭センター」の設置と児童虐待相談体制について

子どもはこの国の未来を担う大切な宝である。国においては、子ども家庭庁を設置するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されるなど、様々な対策が行われている。

そのような中、過日開催された文教厚生委員会協議会において、令和6年4月1日施行の改正児童福祉法により設置が努力義務化された「こども家庭センター」に関する当市の対応についての説明を受けた。

「こども家庭センター」は、母子保健担当部局が所管する妊産婦や乳幼児の相談を受ける「子育て世代包括支援センター機能」と、児童福祉部局が所管する虐待、貧困などの問題を抱えた子育て家庭の相談を受ける「こども家庭総合支援拠点機能」を一

体化することで、両部門の連携・協働を深め、各家庭に応じた支援を切れ目なく行う役割を担うこととなる。

そこで、本市における「こども家庭センター」設置に係る対応と、当該センターが所管する児童虐待相談体制について、次のとおり伺う。

### 1 「こども家庭センター」設置について

「こども家庭センター」設置に当たって、「子育て世代包括支援センター機能」については新たに加わる業務はないとのことだが、「子ども家庭総合支援拠点機能」については現行の業務の他に新たに2つの業務が加わったとのことである。その目的と取組内容について伺う。

(1) 「地域資源の開拓」とはどのような業務か。

(2) 「支援を要する子どもへのサポートプラン作成」とはどのような業務か。

### 2 統括支援員について

新たに配置となる統括支援員について、必要な資格等はあるのか。また、人材確保に関して課題があるのか伺う。

### 3 児童虐待に係る相談体制について

近年、若者のコミュニケーション手段としてSNSが圧倒的な割合を占めており、その中でもLINEが最も多く利用されている。そのため、児童虐待相談において、LINEを活用してよりアクセスしやすい相談体制を構築している自治体も増えているが、本市における見解を伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	5-1	加藤 彰
★件名		持続可能な地域を支える土台づくり

令和5年度に実施した本市市民意識調査結果をみると、「実効性と柔軟性を備えた組織と仕組みづくり」に関する6つの調査項目中「行政と地域が協働し、課題解決やイベントなどの事業を行う取組」については、重要度は4番目に高いものの、満足度は5番目と低くなっている。地域協働を進めていく上で、その重要な条件の一つである人材育成が地域社会の中で十分に機能していない現状が伺える。

本市では、自治の基本を定める最高規範である自治基本条例において、情報共有、参加、協働という自治運営の基本原則に基づき、様々な施策が展開されてきた。同条例第14条では、「対話の場とひとづくり」を規定し、その第2項では「市は、協働のまちづくりを進めるための人材の育成に努めるものとする」としている。

また、人づくりに関しては、総合計画基本構想における「実現に向けた基本的な考え方・姿勢」に定めた「まちづくりの基本的な考え方」で示された5つの事項を踏まえ、同基本構想の分野別計画で設定した「まちづくりを支える人材育成」及び「人財の育成」として、その2つの方向性が位置づけられている。この方向性に挙げる人材は、1つ目は地域の人材、2つ目は市職員のことである。

そして、市職員に関しては、本市が令和3年4月に改訂した「人財育成基本方針」では、目指す職員像を「20年後も市民や組織から必要とされる職員」とし、その職員を育成する上で必要な「行動指針」が定められている。

また、総合計画の分野別基本計画の施策項目では、「市民の期待に応える組織づくり」を掲げ、その方向性の一つに、「時代に即した組織体制の構築」を挙げている。

一方、平成30年7月、総務省の「自治体戦略2040構想研究会」は、最終報告書をまとめている。その報告書では、4つの新たな自治体行政の基本的な考え方を提示している。この中では、「自治体は、個人の自律性を尊重し、自助を基本としながら、放置すれば深刻化し、社会問題となる課題については、従来の地域社会や家族が担ってきた領域にも進んで踏み込んでいく必要がある」といったことが記されている。

本市においては、自治基本条例第13条では、「市とコミュニティのかかわり」を規定し、「市は、コミュニティに対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、公共の福祉に反しない限り必要に応じて支援することができる」としている。（同条例第12条にて、コミュニティとは「多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動する自治会等の地域の組織、市民活動団体等」と定義されている。）

以上のようなことを鑑みると、地方公共団体にとって重要なのは、少子高齢化に伴う人口減少への対応、地域の特性を活かした地方創生の実践などの課題に対応する際に、地域で活躍できる人をいかに育成・確保できるかである。加えて、地域が主体となって行う活動への支援強化、つまり、地域活性化に向けた支援策の整備も同時に重要であると考えられる。

こうした現状を踏まえ、今後、本市がどのように人づくりや「自治」の推進のための仕組みを構築していくのかなど、以下の点について市の姿勢・見解を伺う。

### 1 市職員人材育成の目的、方策等について

- (1) 人材育成基本方針では、目指す職員像の行動指針の一つに「対話により信頼関係を築くことができる職員」が挙げられている。この点に関し、「人材育成基本方針」改訂内容で特に工夫、留意した事項は何かあるか伺う。
- (2) 主体性をもって仕事をするには、主体性を育むことが重要である。これは、短期的、一時的な研修等では大きな効果を期待することは難しい。そこで、主体性を育む観点から、長期的、継続的に地域活動へ参加させるなどの人材育成が重要だと考えるがいかがか。

### 2 コミュニティを維持・運営し、活力ある地域づくりを進めるためには、それを担う「市民活動団体」の育成が重要になる。そこで、本市における「市民活動団体」育成支援のあり方については、どうあるべきと考えているのか伺う。

### 3 地域の活性化に向けた仕組みづくりについて

- (1) 「自治体戦略2040構想研究会 第2次報告」では、「人口減少と高齢化に伴って、自治体職員の減少や、地縁組織の弱体化、家族の扶助機能の低下、民間

事業者の撤退などが生じ、公共私それぞれの暮らしを維持する力が低下する。自治体は、新しい公共私相互間の協力関係を構築する『プラットフォーム・ビルダー』へ転換することが求められる」としている。この「公共私協力関係」という構想が示す方向性に対する市の認識を伺う。

- (2) コミュニティ施策の領域においては、自治基本条例第 12 条に「市民はコミュニティへの参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題の解決に向けて行動するよう努めるものとする」とされている。また、総合計画の分野別基本計画の施策項目では、「住民自治の支援」を掲げている。こうしたことを踏まえ、市は、「自治」の推進のための仕組みをどのように整えていこうとしているのか見解を伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	6 - 1	名波 和昌
★件名		災害に強い牧之原市にむけて

牧之原市では、古くは 1976 年に、当時の地震予知連絡会から「東海地震の発生予想」が発表され、近年では南海トラフ巨大地震（東海・東南海・南海地震）の発生も危惧されている。

この間、阪神淡路大震災、東日本大震災をはじめ国内では多くの地震災害が発生した。県内においても 2009 年 8 月に駿河湾地震が発生し多くの被害をうけた。さらに本年 1 月 1 日午後、能登半島地震が発生し、2 か月が経過する今でも復旧復興は道なればとなっている。

また、地震災害のみならず、近年では毎年のように台風や豪雨等による大災害も発生し、当市でも 2021 年 5 月の竜巻、2022 年 9 月には台風による豪雨と竜巻により大きな被害が発生し、市民の安全と安心が脅かされている。

多くの災害が発生し、当局では様々な対策を立案し、市民、観光客等の安全と安心を担保すべく準備が進められていることは十分承知しているが、まだまだ想定外の事象もあるのではないかと思料する。

先の能登半島地震の発生をうけ、現地の状況や行政当局の対応等を振り返りながら、「牧之原市地域防災計画」と照らし合わせ、当市の災害対策について、以下の点について伺う。

#### 1 避難所対応について

- (1) 避難所の不足等により、車内生活や災害関連死も大きな課題となっているが、課題や対策は。
- (2) 現地では、1 次避難所、1.5 次避難所（高齢者等）、2 次避難所（健康が危惧される避難者）等が開設されているが、当市では 1.5 次避難所は計画されていない。また過去の質問で 2 次避難所として学校の教室を活用すると答弁しているが、課題や対策は。
- (3) 現地の避難生活では、備品（特に水・簡易トイレ・避難所用仕切りテント等）、女性や妊産婦、乳幼児向けの用品不足が大きな課題となっているが、対策状況

は。

## 2 ライフライン・通信インフラについて

- (1) 地震発生により、水道管等の不通により、ライフライン（特に電気・水）は壊滅状態となった。当市や他市の過去の災害状況と対策状況は。
- (2) 通信インフラにも大きな被害が生じているが、同報無線も含め新たな課題と対策は。

## 3 災害ごみについて

- (1) 災害ごみが石川県内で推定 80 万トンを超え、珠洲市では 65 年分に相当するといわれ、仮置場の確保も困難といわれている。牧之原市地域防災計画資料編には、災害廃棄物の仮置場予定地が多く設定されているが、見通しと対策は。

(質問方式：一問一答)

### 3月8日（金）

★通告順位	7-1	大石 和央
★件名		原子力防災と原子力広域避難計画について

1月1日の能登半島地震で志賀原発がある志賀町では、震度7を観測しているが、志賀原発の敷地では震度5強とされている。しかしこの揺れで、取水槽の水位が3m変動し、外部電源を受ける変圧器が1, 2号機とも破損した。約2万3400lもの絶縁油が漏れた。また地震動によって、冷却ポンプが一時動かなくなり、使用済み核燃料プールから冷却水があふれ出た。原発施設の基準地震動は、600ガルから1000ガルに引き上げられたが、400ガルで故障するのでは欠陥原発であるとの指摘がある。

従って、大事故につながる危険を孕んでいたともいえる。北陸電力が最初の説明を再三訂正したことも重大である。津波について「有意な変動がなかった」がその後、1～3mの津波が複数回到達。2号機の変圧器の油漏れは当初「3500l」が、約2万l漏れ敷地外の海に漏出など、電力会社の安全性軽視の姿勢が批判された。

このような原発の脆さを知るにつけ、住民の安全はどのように守られるのか。能登半島地震から、原子力広域避難計画はその実効性をもたないという疑念が広がっている。

- 1 地震によって多数の建物が倒壊し、津波、液状化、土砂崩れ、道路は各所で寸断された。このような状況で、避難指示が出ても即避難できないPAZ圏内（原発から5km）。UPZ圏内は屋内退避を強いられるが、屋内退避は家屋が倒壊してどうなるのか。その上、避難基準（1時間当たり線量 $20\mu\text{Sv}$ の一時移転、 $500\mu\text{Sv}$ を超えると速やかに避難）があるが、志賀ではモニタリングポストが欠測（120か所のうち18か所）した。避難にはまったくの目安にもならない。これらからどのように安全に避難できるのか。

## 2 ヨウ素剤の配布及び緊急時情報発信について

- (1) 市内P A Z圏内ではヨウ素剤の事前配布はされているが、一刻も早い避難において、混乱状態で服用は可能か。U P Z圏内では最寄りの備蓄している施設等に取りに行ったり、市職員が配布することができるのか。全市事前配布が必要ではないか。
- (2) 先の地震では、通信が遮断された地域も多く避難指示が伝わらない恐れがある。またモニタリングポストの欠測が生じたが、これらの場合の対処についてお聞きする。

3 放射線防護施設の運用について、北陸電力志賀原発の 30 km圏内には、事故時に要配慮者が一時避難する 21 の放射線防護施設があり、先の地震で6施設に損傷や異常が発生したと報道されている。市内にも避難施設があるが、機能の維持をどのように考えるか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	7-2	大石 和央
★件名		学校再編について

学校再編は第2次総合計画策定や公共施設マネジメント基本計画に位置付けられて始まっている。時期を同じくして2015年に学校教育法等の一部改正が行われた際、義務教育学校の設置にあたり付帯決議がなされた。その一つは「小学校及び中学校は児童生徒の学びの場であるばかりでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することを踏まえ、市町村教育委員会は、義務教育学校の設置に当たっては、安易に学校統廃合を行わないよう、特に留意すること」とされた。すなわち、地域の学校が、「地域の核」としての役割を期待されなくなってしまっはならないということからである。

学校再編はトップダウンと行政主導の下、公共施設マネジメント計画実施に合わせた学校施設の削減である。つまりスケジュール通りに進めることが「行政の務め」であり、これまでの学校再編の過程は、すべて無謬性のドグマに縛られているのではないか。このことは学校施設整備基本構想・基本計画策定や学校跡地利用検討において顕著に表れている。市民の意見や提言は一応聴くけど決定ありきという姿勢だ。教育的文化的な議論にはなじまない。市民にはまだ様々な意見があると認識しているが、以下質問する。

- 1 1月21日の教育委員会において、パブリックコメントのまとめと一部修正が報告され、計画が決定された。しかしパブコメのまとめが公表されない前に、計画(案)の成果品が委員に配布されて、一括で決定されたことは、お手盛り感が強いとの意見があるが、いかがか。
- 2 義務教育学校について先進的に行われてきたつくば市では、5校目はつくらないとして、小中分離の一貫校を開校した。既存の義務教育学校でも小学部と中学部の



分離を意識した学校運営を始めている。すなわち、義務教育学校の優位性を見直したのである。小中の連携は様々あるので一度立ち止まって再検討すべきではないか。

- 3 学校再編は市民にとって重要課題である。賛否を問うアンケート調査の実施及び住民投票を実施すべきではないか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	7-3	大石 和央
★件名		まちづくりについて

基本構想の戦略・プロジェクトの一つに富士山型ネットワークがあるが、その具体性が分かりにくいことは、過去の一般質問でもお聞きしているところである。高台開発を頂として相良・榛原両市街地を裾野に整備していこうとする総合計画と都市計画マスタープランである。そもそもどのように連動するのか。また防潮堤整備が進められているが、津波浸水区域を減少させる実質的効果や沿岸部活性化計画（静波・相良・地頭方各エリアの整備）との整合性。また都市計画マスタープランでは「内陸部に整備された相良牧之原 IC や富士山静岡空港という広域交流拠点の整備効果を市内に引き込む」として、相良市街地及び静波・細江市街地の機能の維持・充実（都市拠点）を挙げている。これも具体性に欠けるのではないか。片や背後地にまちを誘導していくとしているが、この実質的な計画も示されていない。

- 1 富士山型ネットワークの事業はどのように連動するのか。（防潮堤の整備、高台開発、既存市街地・沿岸部の活性化など）
- 2 立地適正化計画は市街地機能の維持と充実をどのように図ろうとするものなのか。また市街地以外のまちづくりは、どのようにすすめられ連動するのか。
- 3 都市拠点整備と地震津波防災及び沿岸部活性化計画はどのように整合するのか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	8-1	太田 佳晴
★件名		新火葬場整備計画及び1市2制度解消の考え方に大きな問題

牧之原市が主導して取り組んできた新火葬場建設整備計画は、少子高齢化の進展による人口減少等により、地域を取り巻く社会環境が大きく変化している中で、今後、周辺市町が協力・連携して広域的な視点からまちづくりを進めていく、新たな大きな一歩になると期待してその進捗を見守ってきた。しかしながら議会に示された計画案は、旧時代的で広域的な視点から将来を見据えた計画とは程遠いものとなり、残念でならない。

そこで広域行政の未来を憂い、次の通り質問する。

1 新火葬場整備計画を牧之原市が主導して進めてきた理由と目的について今一度伺う。

2 昨年12月20日に報告を受けた新火葬場整備計画の具体的内容等に係る疑問点について伺う。

(1) 用地の取得、実施設計前の業務は牧之原市が担い、完成後の管理運営も含めた実施設計以後の業務は吉田町牧之原市広域施設組合が行うとした理由は。また、建設費の負担割合についても関係市町による人口割算出とすべきと考えるが、現在の算定方法では吉田町分を牧之原市が負担している計算になり、牧之原市の負担が大きい。このような負担割合となった理由は。そして新火葬場整備計画における牧之原市にとってのメリットについてはどのように考えているのか。

(2) 吉田町牧之原市広域施設組合の火葬業務の対象エリアを牧之原市全域に拡大した上で新たな火葬場を運営することだが、牧之原市御前崎市広域施設組合の区域(旧相良町)が含まれ、両組合の対象エリアが重複することになる。火葬業務のみ対象エリアを牧之原市全域に変更できるのか。また、牧之原市御前崎市広域施設組合の規約改正には御前崎市の議決が必要だが、理解は得られると考えているのか。そして、吉田町牧之原市広域施設組合の対象エリアが牧之原市全域になれば、対象人口は吉田町よりも多くなるため、議決権を有する組合議員数も牧之原市の方が多くなって当然であるが、組合の議員数について市長はどのように考えているのか。

(3) 議会への説明を一切することなく吉田町、御前崎市と取り交わした新火葬場整備計画の覚書だが、新聞報道によれば御前崎市議会では『説明もなく了承もしていない』と強く反発している」とのことである。2月22日の御前崎市議会定例会初日、御前崎市長は施政方針の中で「牧之原市は、2月20日に吉田町との覚書を取り交わしており、その覚書では、御前崎市と牧之原市による覚書の成立をもって、吉田町と取り交わした覚書の効力が発するものと伺っている」との発言をしている。

覚書の締結には議会の議決は必要ないものとはされているが、市民の負託を受け行政監視を主な役割としている両市の議会を無視して取り交わした覚書が、果たして有効なものであるか甚だ疑問である。牧之原市が行った手続き上の瑕疵についてどのように考えているのか。また、御前崎市の今後の動向によっては新火葬場整備計画に大幅な変更が生じる可能性を危惧するが、このことについて市長の所見を伺う。

3 牧之原市が合併当初から抱える最重要課題の一つである1市2制度の問題に、市長は就任以来どのような考えで取り組んできたのか。そして、今後この問題にどのように対峙していくつもりなのか伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	9-1	石山 和生
★件名		教職員の仕事環境について

近年、学校における教職員の仕事環境は厳しい状況に直面している。この状況は、教育現場での多様なニーズの増加により、教員の業務負担が過重になっていることに起因している。具体的には、特別な支援が必要な生徒への対応、いじめや不登校の増加、多文化共生の推進、特別支援教育の充実など、教育の質を向上させるための取り組みが教員の業務量を増大させている。

この問題に対処するため、文部科学省は、「教育の質を担保しつつ、教員の業務負担を軽減する」という方針のもと、業務の見直しを進めている。平成31年に中央教育審議会から示された答申に基づき、文部科学省は「学校・教師が担う業務に係る3分類」を明確化し、業務の役割分担や適正化を推進している。この分類には以下の項目が含まれる。

### 1 基本的に学校以外が担うべき業務

登下校に関する対応、放課後の見回り、学校徴収金の管理、地域ボランティアとの連絡調整

### 2 学校の業務だが、教師以外が担うことが可能な業務

調査・統計等への回答、休み時間の対応、校内清掃、部活動

### 3 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

給食時の対応、授業準備、学習評価や成績処理、学校行事の準備・運営、進路指導、支援が必要な児童生徒・家庭への対応

そこで、以下の質問を通じて、現状の課題と改善策について伺う。

また、上記に加えて当市では学校再編事業もある。「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」にも記載のある「多忙化・多忙感への対応」について伺う。

## 1 現状について

### (1) 労働の実態について

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法では月45時間、年360時間以内の時間外労働が定められているが、実際の教員の時間外労働は。また、年次有給休暇の取得率は。直近3年の校種別の時間外労働の月平均と、年次有給休暇の取得率の数値を伺う。

### (2) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」について

牧之原市では、「登下校に関する対応」「学校徴収金の管理」「地域ボランティアとの連携」「調査・統計等への回答」「特別な支援が必要な生徒・家庭への対応」に対して、どのような取り組みを行っているのか。

## 2 対応策について

「教師・学校以外が担うことが可能な業務」を担う人材（事務職員、地域ボランティア、会計年度任用職員、指導主事など）を増やす考えはあるか。例えば、「特別な支援が必要な生徒・家庭への対応」を専門に行う教育委員会の指導主事を増や

すなど。

### 3 学校再編事業における教員の多忙化への対策について

学校再編事業を行う際、教員の多忙化を避けるためにどのような注意を払っているか。学校再編による取り組みでの教員の業務負担が増加することについて具体的な対策や考慮事項を伺いたい。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	9-2	石山 和生
★件名		公共施設マネジメントについて

令和5年11月定例会の一般質問でも公共施設マネジメントについて伺った。前回は多目的体育館のランニングコストについて予算編成中につき示されない部分があったことや、公共施設マネジメントの目標について質問がしきれなかったため、改めて以下の点について伺う。

#### 1 多目的体育館について

来年度予算の一般財源から捻出される多目的体育館運営にかかる約8700万円のうちの「ランニングコストの合計」と「委託料の費目別の内訳」について、ZEB化していなかった場合と、ZEB Readyの場合を具体的に伺う。

#### 2 公共施設マネジメント

公共施設マネジメントの目標は「計画策定から20年間で公共施設の総延床面積を約20%縮減すること」だが、前回の一般質問で、本年度末には約2.3%となる見込みと答弁があった。

計画策定から20年後は令和17年度であるため、残り約11年度で17.7%削減する必要がある。私はこの数値では達成が難しいのではと危惧してしまう。達成までの具体的な計画を伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	9-3	石山 和生
★件名		大河ドラマ「べらぼう」活用推進事業について

令和6年2月14日の文教厚生委員会協議会にて、「2025年NHK大河ドラマ『べらぼう』における田沼意次侯・意知侯の登場を契機として、歴史・文化資源を活用した観光誘客を行うとともに、当市の誇る食や自然資源など従来の地域資源と組み合わせることで、交流人口の拡大や観光資源の多様化、地域の魅力向上を図る。」と報告があった。

大河ドラマを活用して、交流人口の拡大を推進することは非常に有益であり、進めていくべきであると私も考える。ただし、3年間の合計事業費は約1億1千万円と大きい金額であることから、以下の点について伺う。

1 約1億1千万円のうちいくらを一般財源から捻出すると考えているか。市債についても、実質負担する金額はいくらか。

2 この事業における、目標経済効果とその算出根拠を伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	10-1	濱崎 一輝
★件名		AEDの更なる普及と使用率向上について

今や命を繋ぐための装置であるAED（自動体外式除細動器）は、場所によっては設置が義務付けられるようになり、とても身近な存在になった。

総務省の調査によると、AEDの累計販売台数は2004年には1万台未滿で、このうち消防・医療機関を除く公共施設などでは約13,000台にとどまっていた。それが、公共施設などの増加で、10年後の2014年には50万台を突破。

その後、民間などの調査により2019年には販売台数と耐用年数から推測すると、市中へのAED設置台数は、およそ65万台と推定されており、普及率は世界トップクラスといわれている。

しかし、AEDの使用率は非常に低く、4%程度といわれている。

AEDは誰でも簡単に使えるよう操作方法を音声でガイドしてくれ、シンプルな作りになっているが、全国的に使用率がなかなか伸びないのには、様々な理由が挙げられている。

AEDは、病院や高齢者施設、学校・公共施設、工場や会社などの民間施設にも設置されており、市内においても多く設置されている。

しかし、法律で統一された設置義務や基準が定められていないため、比較的人口が多い市街地には多く設置されているものの、市街地から離れた場所においては設置されていない、あっても少ない状況になっている。

このように全国的にAEDの台数は増えているものの、ランダムに配置されている印象が強く、適切に配置されているのかが問題視されている。

また、せっかくAEDが設置されていても、そもそもその設置施設を知らない、知っていても施設内の具体的な設置場所を知らないという人が多い。加えて、室内に設置されている所が多いことから、夜間になると施設が閉まっており使用できないといった問題も挙げられている。

次に、救助する側にAEDについての知識がないことも理由の一つとして挙げられている。

AEDは一般市民に認知されるようになってきたものの、心肺蘇生について特に関心を持たなければ、AEDについて知り得る機会がない。

また、せっかくAEDの講習を受けても、その後定期的に講習を受けたり、目の前で人が倒れて自分が対処しなければならない状況に遭遇しなければ、使用方法を忘れてしまう可能性もある。

さらには、女性に対してのAED使用の難しさも挙げられている。

過去に京都大学などの研究グループが、年齢・性別ごとのAED使用率を調査したところ、小中学生では男女の使用率に大きな差はなかったものの、高校生になると男女差が大きく表れたという。

年齢が上がると、女性の衣服を脱がせてパッドを装着するという事に抵抗を持つ人も多く、特に救助する側が男性の場合、躊躇する人が多くなり課題となっている。

このようにいくつかの理由が挙げられているが、AEDの使用率を上げていくためには、大人になってから使用方法を学ぶのではなく、子どもの頃から心肺蘇生法やAEDの使用方法を体系的に学んでいく必要があると考える。

令和3年度から、中学校と高等学校においては救命処置講習が必修化されたが、小学校では学習指導要領に入っていない。

小学生でも、目の前の仲間を助けるために発達段階に合わせた知識と技術を習得し、できることを行動に移していくことはとても大切なことだと考える。

併せて、学校で児童生徒が倒れ心肺停止になった場合、教職員が救命活動に関わることになると思うが、児童生徒に適切な救命活動を学ばせておくことで、いざという時、教職員と共に連携して動くことができると思う。

このようにあらゆる場面においてAEDの使用率を上げていくことは、身近な市民の命を多く救うことに繋がると考える。

そこで、以下の点について伺う。

## 1 AED設置の考え方について

- (1) 市内の民間事業者（協力事業所とそれ以外を含む）まで含んだAED設置施設の状況（屋内、屋外）と使用状況について伺う。
- (2) 住宅が密集している市街地などには比較的AEDが多く設置されているが、市街地から離れた場所ではAEDの設置が少ない状況である。そのため、近隣にAEDがない、または少ない地域については、地域のコミュニティである公民館などへの設置が必要と考えるが、今後の増設計画についてどのように考えているのか伺う。

## 2 AEDを使用する上での課題について

- (1) 全国的にAED設置は増加傾向にあるが、実際に目の前で心肺停止状態になっている人に対して、AEDを使用できる人が圧倒的に少ないという現実がある。そのため、多くの自治体でAEDを扱うことのできる人材育成が大きな課題となっているが、市ではAEDを扱うことのできる人材育成に対してどのような考えを持っているのか伺う。
- (2) 女性の傷病者に対して男性が救助に当たる場合、全国的にAEDの使用をためらうケースが見受けられる。そのため、AEDボックスや収納ケースに三角巾を配備している自治体もあるようだが、我が市ではどのような対応をしているのか伺う。

### 3 学校におけるAED教育と救命体制について

- (1) 令和3年度からの中学校学習指導要領では、保健体育の授業「傷害の防止」において、AEDの使い方を理解するだけでなく、心肺蘇生法と同様に、実際にAEDを操作できるようになることが目標として定められたが、市内の中学校ではどのような指導をしているのか伺う。
- (2) 学校で児童生徒が倒れ心肺停止になった際には、教職員が救命活動に関わることになる。そのため、学校では危機管理マニュアルなどを作成して、教職員に対して定期的な訓練などを行うよう文部科学省が策定した「学校事故対応に関する指針」に示されているが、市内の小中学校では心肺蘇生法やAED操作講習などを、全ての教職員が定期的に受講しているのか伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	11-1	木村 正利
★件名		富士山静岡空港と道の駅「(仮) さかべ」について

富士山静岡空港は2009年6月に開港され、もうすぐ15年となる。その間、富士山静岡空港株式会社の県内経済波及効果（令和元年度）によると、企業・産業への効果は、374億3千万円（開港から累計3,117億円）と公表された。また、行政への効果（税収効果）として市町村税6.7億円があり、雇用創出効果として2,683人。搭乗者においては、73.8万人で、その内国内46.3万人、外国人27.5万人であった。

2020年1月に中国武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は国内の経済活動を停滞させたが、以後、「全国旅行支援」が開始され、かつ、2023年5月より新型コロナウイルス感染症が第5類に移行されたことで、国内情勢も“アフターコロナ”に遷移しているように感じる。まだまだ、令和元年度の事業報告書の集計には及ばないが、搭乗者は確実に増えている。

富士山静岡空港株式会社においては、静岡県宛てに2022年度単年度計画の目標値を50万人（国内線42万人、国際線9万人）と提出しており、国際線の再開、また、国内便の増設、チャーター便の運航、マイクロツーリズム事業展開等、新たな収入につながる事業展開をしている。

さて、いよいよ、道の駅「(仮) さかべ」も本格的な工事に着工する。インバウンドの再開、国内外の観光人口増加のチャンスを最大限に活用すべきと考え、以下の事を伺う。

#### 1 富士山静岡空港と道の駅「(仮) さかべ」との連携について

- (1) 富士山静岡空港を活用したマイクロツーリズム事業の考えは。
- (2) 無人販売ロードとしての取組や命名の考えは。
- (3) 地元ボランティア団体との連携についての考えは。

#### 2 道の駅「(仮) さかべ」の目標について

- (1) 市としての経済波及予測は。
- (2) 地元農産物の取り込みについて。

(3) 農業政策にどう生かすかの考えは。

3 道の駅「(仮) さかべ」と道路インフラについて

(1) 道の駅「(仮) さかべ」に続く道路整備完成イメージは。

(質問方式：一問一答)